証券コード　9240
2021年10月12日

株　主　各　位

東京都港区高輪一丁目３番13号NBF高輪ビル
株式会社デリバリーコンサルティング
代表取締役社長　　阪口琢夫

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、株主様の感染リスク回避と感染拡大防止の観点から、本株主総会当日の会場へのご来場をお控えいただきたく、また、本株主総会に来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお取りいただきますようお願い申し上げます。
**　なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年10月27日（水曜日）午後１時
２．場　　所　東京都港区港南一丁目６番41号
芝浦クリスタル品川　２Ｆ
フクラシア品川クリスタル（港南）　ホールA
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第19期（2020年８月１日から2021年７月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（2020年８月１日から2021年７月31日まで）計算書類報告の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　本総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみであるため、株主総会終了後の決議ご通知は送付いたしませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
　なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.deliv.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

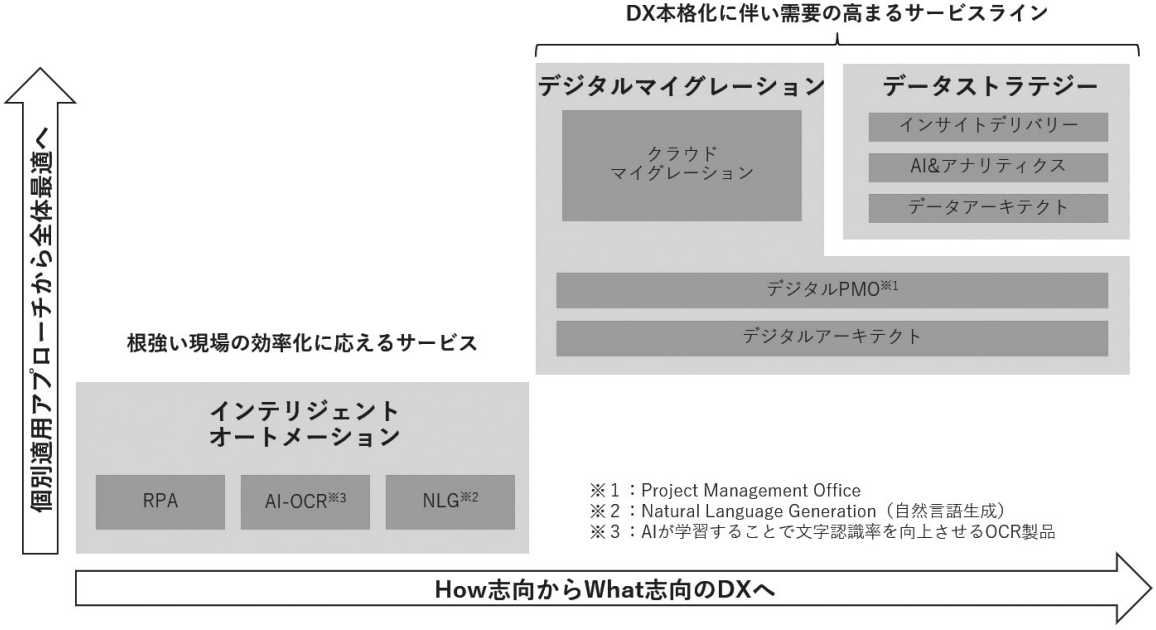
当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化するなかで、ワクチン接種が進み、国内景気の持ち直しの動きがみられるものの、７月以降感染者数が再び増加したことや度重なる緊急事態宣言の発出などで依然として予断を許さない状況が続いております。一方、海外においては、欧米や中国でも日本と同様に景気の持ち直しの動きがみられるものの、感染の再拡大によっては下振れする可能性があり依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業は、クライアントのデジタルプラットフォーム構築のハブとなるDXパートナーとして、高い技術知見によってクラウド、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献してまいりました。

その結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は1,790,175千円（前連結会計年度比18.6％増）、営業利益は277,791千円（前連結会計年度比127.0％増）、経常利益は266,871千円（前連結会計年度比111.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は184,503千円（前連結会計年度比61.0％増）となりました。

なお、当社では、2020年10月13日開催の取締役会において、従前のコンサルティング事業及びデジタルソリューション事業の複数セグメントからデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントへの変更を決議しております。現在、企業社会におけるDXへの取り組みは本格化し、個別業務のIT化といった「個別適用アプローチ」から、企業経営全体の観点からデジタルを活用する「全体最適」が求められ、また、ITシステムの導入をどう進めるか、という「How志向」から、デジタルによってどんな事業・ビジネスを生み出すかという「What志向」に向かう、DX本格化時代が始まっていると考えております（下図）。当社グループと

して、このような時代のニーズに対応しつつ、従前の２つの事業におけるサービスを同一の顧客に対して複合的に提供することが多くなっていることを背景に、当社グループの今後の事業展開、経営資源の配分、経営管理体制の実態等の観点から、両者を一体的な事業と捉えることが合理的であり、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。



事業部門別の販売実績を示すと次のとおりです。また、参考として前連結会計年度の数値を事業部門別に組み替えた数値もあわせて記載しております。なお、当該事業部門別の数値は、当社グループが提供するデジタルマイグレーション、データストラテジー及びインテリジェントオートメーションの３つのサービス及びソリューション別の販売実績とは異なるものですので、この点にご留意ください。

販売高（千円）

事業部門等の名称	前連結会計年度 (自 2019年８月１日 至 2020年７月31日)	当連結会計年度 (自 2020年８月１日 至 2021年７月31日)
デジタルマイグレーション事業部	905,664	1,066,327
データストラテジー事業部	228,381	366,471
インテリジェントオートメーション事業部	260,464	245,198
Delivery International Thai Co., Ltd.（子会社）	114,641	112,176
合計	1,509,152	1,790,175

当社は2021年７月29日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。これもひとえにステークホルダーの皆さまのご支援の賜物です。心から御礼申し上げますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長を通して、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるような企業となることを目指します。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、5,732千円です。その主なものは、受託開発・運用保守業務やコンサルティング業務のためのITハードウェア機器の取得3,319千円並びにオフィス工事及びそれに伴うオフィス家具の取得2,412千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として130,000千円の調達を行いました。また、当社は、2021年７月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により131,100千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第16期 (2018年７月期)	第17期 (2019年７月期)	第18期 (2020年７月期)	第19期 (当連結会計年度) (2021年７月期)
売上高(千円)	－	1,148,904	1,509,152	1,790,175
経常利益(千円)	－	9,214	126,200	266,871
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	9,156	114,570	184,503
１株当たり当期純利益 (円)	－	2.51	31.35	47.48
総資産(千円)	－	339,083	650,685	1,130,981
純資産(千円)	－	56,602	171,216	559,825
１株当たり純資産 (円)	－	14.64	46.00	123.19

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2018年７月期)	第 17 期 (2019年７月期)	第 18 期 (2020年７月期)	第 19 期 (当事業年度) (2021年７月期)
売　　上　　高(千円)	777,222	1,054,391	1,394,510	1,677,998
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△67,711	6,431	119,075	265,520
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△55,053	8,085	113,568	183,714
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	△15.07	2.21	31.08	47.28
総　　資　　産(千円)	361,418	342,696	634,919	1,131,871
純　　資　　産(千円)	57,981	66,067	179,635	567,450
１株当たり純資産(円)	15.02	17.23	48.31	124.87

(注) １．当社は第17期より連結計算書類を作成しております。
２．記載金額は千円未満を切り捨て、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、小数点第３位を四捨五入して表示しております。
３．当社は2018年２月２日付で普通株式１株につき普通株式10株の割合で株式分割を行い、2021年４月２日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社メディアシークは当社の親会社でしたが、2021年１月18日付で同社所属の取締役５名が辞任したことにより、その他の関係会社に該当することとなりました。

また、2021年４月８日付でストック・オプションが行使されたこと及び2021年7月29日付で当社が東京証券取引所マザーズ市場へ株式上場したことに伴い同社が保有する当社株式の一部を売り出したことにより、その他の関係会社に該当しないこととなりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

1 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

取引金額については、市場実勢を勘案し当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しておりました。

2 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりましたが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しておりました。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Delivery International Thai Co., Ltd.	4,000,000タイバーツ	99.95%	デジタルトランスフォーメーション事業

⑷ 対処すべき課題

① 最先端IT技術への対応

これまでIT業界はIoT、ビッグデータ、AIといった新たな技術により発展を遂げてきました。IT技術の進化は現在も急速に進んでおり、IT技術をどのように使ってクライアント企業のビジネスを高度化していくかということがこれまで以上に重要になってきております。当社グループでは、最先端IT技術の発掘に取り組むとともに、それらに対する理解を深め、活用方法を日々研究しております。また、最先端技術と既存技術との融合も視野に入れることで、これまで不可能とされていた技術への挑戦を行い、より付加価値の高いサービスの提供を目指しております。

② 市場変化への対応

IT業界は、今後も技術革新や新たなサービスモデル等により、既存サービス・製品の陳腐化、代替サービス、類似サービスの登場により競争の変化が起こると考えられます。これらの変化に対応するために、市場動向を把握し、クライアント企業にとって最適なソリューションを提供し続けられるよう努めております。今後も市場のニーズを先取りしたサービス・製品を開発し、市場の変化に対応していくため、組織体制及び経営体制の強化を継続的に行ってまいります。

③ 当社及び当社サービスの認知度向上

当社グループは、最新のIT技術を活用したサービス及び製品を提供しており、事業の拡大に向けて、より多くの方に安心してサービス・製品を利用していただけるよう、当社グループ及び当社グループのサービス・製品の知名度や信頼を向上させることが重要であると認識しております。当社グループは引き続き高品質のサービス・製品の提供を通じて、信頼の獲得に努めるほか、プロモーション活動の強化にも努め、認知度向上を図ってまいります。

④ 優秀な人材確保と組織体制の強化

当社グループは、継続的に事業拡大を行うために、優秀な人材を十分に確保することが課題と考えております。今後は、高い専門性を有した人材を育成することで、市場の変化に耐えうる組織基盤を構築する考えであります。

そのため、新卒採用の強化と経験者の中途採用を継続的に行うと同時に、社内外の研修など教育制度を整備し、同時に人事評価制度の改善や、イノベーションを奨励する労働環境を作ることで従業員のモチベーションを高め、優秀な人材の確保と定着を促進していく方針であります。

⑤　内部管理体制の強化

当社グループでは、企業価値最大化のため、業務の拡大に合わせて内部管理体制を強化することが必要であると認識しております。今後も、財務分析の強化、リスク管理の徹底等、健全な企業経営に必要な体制を強化するよう取り組んでまいります。

⑥　財務体質の健全化

当社グループでは、効率的な経営を推進するために、収益力の維持・向上を図るとともに、自己資本比率を高める財務体質の改善が重要であると認識しており、キャッシュ・フローの向上及び借入金の圧縮に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年７月31日現在）

当社グループは、当連結会計年度より報告セグメントの区分をデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントに変更したため、セグメントごとの記載をしておりません。

事業区分	事業内容
デジタルトランスフォーメーション事業	デジタルマイグレーションサービス、データストラテジーサービス、インテリジェントオートメーションサービス

(6) 主要な営業所及び工場（2021年７月31日現在）

①　当社

本社	東京都港区高輪
支店	福岡事務所（福岡県福岡市中央区天神）

②　子会社

Delivery International Thai Co., Ltd.	本社（タイ王国チョンブリー県）

⑺ **従業員の状況**（2021年７月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	116名	8名増
全社（共通）	8	2名増
合計	124	10名増

（注）「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105名	10名増	34.9歳	4.61年

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年７月31日現在）

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	76,570千円
株式会社りそな銀行	46,664
株式会社東日本銀行	27,776
株式会社商工組合中央金庫	27,000
株式会社三井住友銀行	12,797
芝信用金庫	3,320

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年７月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2021年7月31日現在）

① 発行可能株式総数　17,500,000株
② 発行済株式の総数　4,534,000株
③ 株主数　4,018名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
阪口琢夫	1,437千株	31.70%
株式会社メディアシーク	906	19.99
MFアセット株式会社	520	11.47
トランス・コスモス株式会社	361	7.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	135	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43	0.95
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	32	0.73
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／JANUS HENDERSON HORIZON FUND（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	24	0.53
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	21	0.47
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	19	0.44

（注）自己株式は所有しておりません。

⑵ その他株式に関する重要な事項

① 当事業年度中の発行済株式の総数の変動

当社は、2021年３月12日の取締役会決議に基づき、2021年３月12日付で8,700株の自己株式を消却いたしました。また、2021年４月２日付で普通株式１株を100株に株式分割いたしました。これにより発行済株式の総数は、4,340,160株増加しております。また、2021年７月29日付で東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場したことに伴う公募増資により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。

これにより、普通株式の発行済株式の総数は52,540株から4,534,000株となりました。

② 後発事象としての発行済株式の総数の変動

当社は、2021年７月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年６月24日及び2021年７月９日開催の取締役会において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2021年８月31日に払込が完了いたしました。

これにより、普通株式の発行済株式の総数は114,600株増加し、4,648,600株となりました。

⑶ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2018年２月２日	2018年２月２日
新株予約権の数		5,160個	900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 516,000株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 90,000株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり250円	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 10,000円 (１株当たり 100円)	新株予約権１個当たり 10,000円 (１株当たり 100円)
権利行使期間		2018年２月５日から 2028年２月４日まで	2020年２月６日から 2028年１月５日まで
行使の条件		(注)	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有していなければならない。 ②当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 5,160個 目的となる株式数 516,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 90,000株 保有者数 ２名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

		第８回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2019年６月14日	2021年３月31日
新株予約権の数		420個	505個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　42,000株 (新株予約権１個につき　100株)	普通株式　50,500株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　13,000円 (１株当たり　130円)	新株予約権１個当たり　35,000円 (１株当たり　350円)
権利行使期間		2021年６月15日から 2029年６月14日まで	2023年４月１日から 2031年３月31日まで
行使の条件		①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有していなければならない。 ②当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有していなければならない。 ②当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　420個 目的となる株式数　42,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　480個 目的となる株式数　48,000株 保有者数　3名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　25個 目的となる株式数　2,500株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）(1)新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

(a)行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

(d)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、判断するものとする。）。

(2)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3)各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第９回新株予約権
発行決議日		2021年３月31日
新株予約権の数		88個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,800株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 35,000円 (１株当たり 350円)
権利行使期間		2023年４月１日から 2031年３月31日まで
行使の条件		①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員の地位を有していなければならない。 ②当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 88個 目的となる株式数 8,800株 交付対象者数 43名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付対象者数 －名

⑷ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	阪口琢夫	ＭＦアセット株式会社　代表取締役
取締役	伊藤享弘	取締役管理本部長
取締役	木村卓司	取締役第１サービス本部長
取締役	高橋昌樹	取締役第２サービス本部長
取締役	曽山明彦	株式会社エグゼクティブ・アライアンス　代表取締役社長 東京大学工学部非常勤講師 東北大学客員特任教授 一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン　常務理事
常勤監査役	菅野次男	
監査役	恩田学	株式会社ＧＴＭ総研　常務取締役 ＧＴＭ税理士法人代表社員 株式会社ＧＴＭコンサルティング　代表取締役社長 株式会社東阪企画　監査役 株式会社Ｊストリーム　社外監査役 応用技術株式会社　取締役（監査等委員）
監査役	平石孝行	スプリング法律事務所パートナー 大和証券オフィス投資法人　監督役員

（注）１．取締役曽山明彦氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役菅野次男氏、監査役恩田学氏及び平石孝行氏は、社外監査役であります。
３．2021年１月18日開催の臨時株主総会において、曽山明彦氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

4．当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏　名	退任日	退任事由	退任時の重要な兼職の状況
西尾直紀	2021年1月18日	辞任	株式会社メディアシーク　代表取締役 スタートメディアジャパン株式会社　代表取締役 株式会社メディアシークキャピタル　代表取締役 株式会社Ｌｉｎｋ－Ｕ　社外取締役 ＲＵＮ．ＥＤＧＥ株式会社　社外取締役
上田耕嗣	2021年1月18日	辞任	株式会社メディアシーク　取締役 スタートメディアジャパン株式会社　取締役
市橋　哲	2021年1月18日	辞任	株式会社メディアシーク　取締役 株式会社メディアシークキャピタル　取締役
江口郁子	2021年1月18日	辞任	株式会社メディアシーク 取締役 スタートメディアジャパン株式会社　代表取締役 株式会社メディアシークキャピタル　取締役
松本　修	2021年1月18日	辞任	株式会社メディアシーク　従業員

5．当事業年度中の重要な兼職の異動について
①取締役高橋昌樹氏は、2021年3月31日付で株式会社Slingshotの代表取締役及び取締役を退任いたしました。
②取締役曽山明彦氏は、2021年４月１日付で一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパンの常務理事に就任いたしました。
③監査役恩田学氏は、2020年８月27日付で応用技術株式会社の取締役（監査等委員）に就任いたしました。
④監査役平石孝行氏は、2021年7月29日付で株式会社ピアトゥーの監査役を退任いたしました。

6．監査役恩田学氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知識を有するものであります。

7．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

③　補償契約の内容の概要等
　該当事項はありません。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
　当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。
　ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定に関して、当該方針に基づき、当社が任意に設置する社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める報酬委員会に、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で委任しております。委任した理由は、個人別の報酬決定に関する手続きの妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図るためであります。2021年７月期の取締役報酬については、2020年10月28日及び2021年１月18日に開催した報酬委員会において検討・協議の上、報酬額を決定しており、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合するものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a.取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

b.取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現金による固定金銭報酬のみとする。

c.取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

毎月同額を支給する。

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社が任意に設置する報酬委員会において内容を決定する。

なお、報酬委員会構成員は次のとおりであります。

代表取締役　阪口　琢夫　　取締役　伊藤　享弘　社外取締役　曽山　明彦

社外監査役　菅野　次男　社外監査役　恩田　学　　社外監査役　平石　孝行

また、監査役の報酬額は、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。2021年７月期の監査役報酬については、2020年10月28日に開催した臨時監査役会において検討・協議の上、報酬額を決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	42,094千円 (1,400)	42,094千円 (1,400)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (1)
監査役 （うち社外監査役）	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	51,694 (11,000)	51,694 (11,000)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第18回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は１名）です。
3．監査役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第18回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は３名）です。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役曽山明彦氏は、株式会社エグゼクティブ・アライアンスの代表取締役社長、東京大学工学部の非常勤講師、東北大学の客員特任教授及び一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパンの常務理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役恩田学氏は、株式会社ＧＴＭ総研の常務取締役、ＧＴＭ税理士法人の代表社員、株式会社ＧＴＭコンサルティングの代表取締役社長、株式会社東阪企画の監査役、株式会社Ｊストリームの社外監査役及び応用技術株式会社の取締役（監査等委員）であります。当

社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役平石孝行氏は、スプリング法律事務所のパートナー及び大和証券オフィス投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　曽　山　明　彦	2021年１月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また経営戦略・経営管理の観点及び株主視点から当社経営に活発に助言を行うなど、当社の一層の経営の透明性確保に貢献すると共に持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行いました。 また、報酬委員会の委員として、就任以降、当事業年度に開催された同委員会１回中１回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役　菅　野　次　男	当事業年度に開催された取締役会17回中17回全てに、また監査役会17回中17回全てに出席し、取締役会においては事業会社における監査役の経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においては、議長として議案の審議等に関して適宜必要な発言を行っております。 また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会２回中２回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役　恩　田　　学	当事業年度に開催された取締役会17回中17回全てに、また監査役会17回中17回全てに出席し、取締役会においては税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においては財務・会計等に関して適宜必要な発言を行っております。 また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会２回中２回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役　平　石　孝　行	当事業年度に開催された取締役会17回中17回全てに、また監査役会17回中17回全てに出席し、取締役会においては弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においてはコンプライアンス向上に関して適宜必要な発言を行っております。 また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会２回中２回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

⑸ 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び従業員が、会社業務の遂行における不正又は違法行為等を防止し、当社の社会的信頼度の向上と経営の安定化を図るため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図るとともに、随時、必要な教育や啓発を行う。

(2) コンプライアンス経営の確保を目的として、「社内通報に関する規程」を定め、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

(3) 財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。

(4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(5) 内部監査担当部門は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、監査対象部門の業務の適法性及び定款・諸規程等の社内ルールへの準拠性を調査する。

(6) 「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。

(2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

(3) 監査役及び内部監査担当部門は、当社及び子会社におけるリスク管理体制を監査する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会と取締役及び執行役員をもって構成する経営会議を意思決定･監督機関と位置付け設置する。経営会議は、取締役会付議事項の事前協議、取締役会決議事項の事後報告等を行う。

(2) 取締役会及び経営会議の運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。

(3) 中期事業計画は経営会議、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮･命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づく管理基本方針において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

(2) 当社は、子会社が各社固有の事情を踏まえた実効性のある法令等遵守体制を構築できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については適宜報告を求める。

(3) 当社の監査役及び内部監査担当部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(2) 当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

⑦　監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員への指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による従業員を置くこととする。

(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役及び他の従業員からの独立性を確保する。

(3) 監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び他の従業員に周知徹底する。

⑧　当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1)　取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。

(2)　取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(3)　取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

⑨　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

(2)　監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門等と情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 「取締役会規程」に基づき、毎月１回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。

② 「監査役会規程」に基づき、毎月１回の定期監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有しております。監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。

③ 内部監査担当は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については、代表取締役社長へ都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,065,026**	**流動負債**	**432,539**
現金及び預金	835,789	買掛金	81,237
売掛金	193,611	1年内返済予定の長期借入金	67,329
商品	1,830	未払法人税等	65,372
仕掛品	3,454	未払消費税等	44,703
その他のたな卸資産	500	前受金	81,240
前払費用	21,240	賞与引当金	33,590
その他	9,662	その他	59,066
貸倒引当金	△1,062	**固定負債**	**138,616**
固定資産	**65,954**	長期借入金	126,798
有形固定資産	**23,818**	資産除去債務	11,818
建物	16,023	**負債合計**	**571,155**
工具器具備品	7,794	(純資産の部)	
無形固定資産	**1,480**	**株主資本**	**560,250**
商標権	525	**資本金**	**94,575**
ソフトウエア	955	**資本剰余金**	**137,195**
投資その他の資産	**40,655**	**利益剰余金**	**328,479**
敷金	16,806	**その他の包括利益累計額**	**△1,714**
繰延税金資産	22,072	**為替換算調整勘定**	**△1,714**
その他	1,776	**新株予約権**	**1,290**
資産合計	**1,130,981**	**純資産合計**	**559,825**
		負債純資産合計	**1,130,981**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年8月1日から
2021年7月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,790,175**
売上原価		**1,252,571**
売上総利益		**537,603**
販売費及び一般管理費		**259,812**
営業利益		**277,791**
営業外収益		
受取利息	2	
助成金収入	6,928	
その他	106	7,037
営業外費用		
支払利息	2,121	
株式公開費用	14,025	
為替差損	758	
支払保証料	264	
その他	787	17,957
経常利益		**266,871**
特別損失		
固定資産除却損	826	
事務所移転費用	881	1,708
税金等調整前当期純利益		**265,163**
法人税、住民税及び事業税	76,686	
法人税等調整額	3,974	80,660
当期純利益		**184,503**
親会社株主に帰属する当期純利益		**184,503**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	29,025	25,772	143,976	△28,952	169,822
当連結会計年度変動額					
新株の発行	65,550	65,550			131,100
自己株式の処分		61,615		13,209	74,825
自己株式の消却		△15,742		15,742	－
親会社株主に帰属する当期純利益			184,503		184,503
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	65,550	111,423	184,503	28,952	390,428
当連結会計年度末残高	94,575	137,195	328,479	－	560,250

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,720	△1,720	3,115	171,216
当連結会計年度変動額				
新株の発行				131,100
自己株式の処分				74,825
自己株式の消却				－
親会社株主に帰属する当期純利益				184,503
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	5	5	△1,825	△1,819
当連結会計年度変動額合計	5	5	△1,825	388,608
当連結会計年度末残高	△1,714	△1,714	1,290	559,825

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　1社

・主要な連結子会社の名称　　Delivery International Thai Co., Ltd.

⑵ 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Delivery International Thai Co., Ltd.の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・その他のたな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	５年～18年
工具器具備品	５年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエア等の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ロ．繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

ハ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.　表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「３．会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3.　会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　22,072千円

⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少又は増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　49,371千円

⑵ 財務制限条項

当社グループは株式会社りそな銀行と長期借入金契約を結んでおります。この契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

各事業年度の決算期の末日における単体の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。（ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く）

⑶ 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	－
差引額	100,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　4,534,000株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　831,800株

6. 金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払消費税等及び未払法人税等は、ほとんど２ヶ月以内に決済が到来するものであります。長期借入金は、経営安定化のため市中金融機関より運転資金として借入れており、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）及び金利変動による市場リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づき財務経理部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2021年７月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	835,789千円	835,789千円	－千円
② 売掛金	193,611	193,611	－
③ 敷金	16,806	16,806	－
資産計	1,046,207	1,046,207	－
① 買掛金	81,237	81,237	－
② 未払法人税等	65,372	65,372	－
③ 未払消費税等	44,703	44,703	－
④ 長期借入金（※）	194,127	192,832	△1,294
負債計	385,439	384,145	△1,294

※ 長期借入金の支払期日が１年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金、②未払法人税等及び③未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3千円
出資金	1,520

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	835,789千円	－	－	－
売掛金	193,611	－	－	－

4．借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	67,329千円	114,461千円	12,337千円	－

7. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たりの純資産　123円19銭

⑵ 1株当たりの当期純利益　47円48銭

（注）当社は、2021年4月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定しそれぞれ算出しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2021年７月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年６月24日及び2021年７月９日開催の取締役会において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年８月31日に払込が完了いたしました。

①	募集方法	：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
②	発行する株式の種類及び数	：普通株式　114,600株
③	割当価格	：１株につき　874円
④	払込金額	：１株につき　722.50円
⑤	資本組入額	：１株につき　437円
⑥	割当価格の総額	：100,160千円
⑦	資本組入額の総額	：50,080千円
⑧	払込期日	：2021年８月31日
⑨	割当先	：ＳＭＢＣ日興証券株式会社
⑩	資金の使途	：上記の第三者割当増資の手取概算額99,809千円につきましては、公募による新株式発行による手取概算額124,100千円ともに、2021年６月24日に公表した「新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」に記載のとおり、事業拡大に伴う①人材確保及び教育訓練にかかる採用教育費及び②採用後の教育期間における人件費、並びに③残額を借入金の返済に充当予定であります。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

貸 借 対 照 表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,040,775**	**流動負債**	**425,805**
現金及び預金	829,247	買掛金	78,085
売掛金	180,159	1年内返済予定の長期借入金	67,329
仕掛品	3,454	未払金	23,784
その他のたな卸資産	500	未払法人税等	65,372
前払費用	19,747	未払消費税等	44,703
前払金	1,780	未払費用	19,522
関係会社短期貸付金	5,770	前受金	79,528
その他	1,211	預り金	14,064
貸倒引当金	△1,096	賞与引当金	33,092
固定資産	**91,096**	その他	323
有形固定資産	**22,671**	**固定負債**	**138,616**
建物	16,020	長期借入金	126,798
工具器具備品	6,650	資産除去債務	11,818
無形固定資産	**1,471**	**負債合計**	**564,421**
商標権	525	(純資産の部)	
ソフトウエア	946	**株主資本**	**566,160**
投資その他の資産	**66,953**	**資本金**	**94,575**
投資有価証券	3	**資本剰余金**	**139,448**
関係会社株式	9,339	資本準備金	93,575
出資金	1,520	その他資本剰余金	45,873
長期前払費用	252	**利益剰余金**	**332,137**
関係会社長期貸付金	18,088	その他利益剰余金	332,137
敷金	15,785	繰越利益剰余金	332,137
繰延税金資産	22,072	**新株予約権**	**1,290**
貸倒引当金	△108	**純資産合計**	**567,450**
資産合計	**1,131,871**	**負債純資産合計**	**1,131,871**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**1,677,998**
売上原価		**1,170,849**
売上総利益		**507,148**
販売費及び一般管理費		**231,549**
営業利益		**275,599**
営業外収益		
受取利息	630	
助成金収入	6,928	
その他	1	7,561
営業外費用		
支払利息	2,119	
株式公開費用	14,025	
為替差損	442	
支払保証料	264	
その他	787	17,640
経常利益		**265,520**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	562	562
特別損失		
固定資産除却損	826	
事務所移転費用	881	1,708
税引前当期純利益		**264,374**
法人税、住民税及び事業税	76,686	
法人税等調整額	3,974	80,660
当期純利益		**183,714**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	29,025	28,025	－	28,025	148,422	148,422	△28,952	176,520
当期変動額								
新株の発行	65,550	65,550		65,550				131,100
自己株式の処分			61,615	61,615			13,209	74,825
自己株式の消却			△15,742	△15,742			15,742	－
当期純利益					183,714	183,714		183,714
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	65,550	65,550	45,873	111,423	183,714	183,714	28,952	389,639
当期末残高	94,575	93,575	45,873	139,448	332,137	332,137	－	566,160

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,115	179,635
当期変動額		
新株の発行		131,100
自己株式の処分		74,825
自己株式の消却		－
当期純利益		183,714
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,825	△1,825
当期変動額合計	△1,825	387,814
当期末残高	1,290	567,450

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式

移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のないもの…移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・その他のたな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　　５年～18年

工具器具備品　　５年～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・商標権

定額法により、10年で償却しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエア等の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

⑸ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　46,811千円

⑵ 財務制限条項

当社は、株式会社りそな銀行と長期借入金契約を結んでおります。この契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

各事業年度の決算期の末日における単体の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。（ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く）

⑶ 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度の末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	－
差引額	100,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	－千円
営業取引以外の取引高	629千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	－株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,440千円
賞与引当金	11,764
減価償却超過額	4,509
関係会社株式評価損	1,058
資産除去債務	3,619
小計	27,392
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△4,678
評価性引当金小計	△4,678
繰延税金資産合計	22,713
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△641
繰延税金負債合計	△641
繰延税金資産の純額	22,072

8. 関連当事者との取引に関する注記

⑴ 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社メディアシーク	被所有 直接 19.9%	システム開発の受託	システム開発の受託（注）2	67,073	売掛金	1,048

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高（月末残高）のうち、消費税等課税取引に係るものには消費税等が含まれております。

2．取引金額については、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

⑵ 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Delivery International Thai Co., Ltd.	所有 直接 99.9%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付（注）	629	短期貸付金	5,770
						長期貸付金	18,088

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）Delivery International Thai Co., Ltd.の運転資金として年利3.0％の条件で2021年２月に2,000千タイバーツを、プロジェクトファイナンスとして年利3.0％の条件で2020年９月に710千タイバーツ、2020年12月に574千タイバーツ、2021年５月に495千タイバーツ及び2021年7月に737千タイバーツを貸し付けたものであります。なお、貸付条件については、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

⑶ 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	阪口 琢夫	被所有 直接 31.7% 間接 11.5%	当社代表取締役社長	新株予約権の行使	73,000	―	―

（注）新株予約権の行使は、2018年２月２日開催の取締役会決議に基づき付与された第５回新株予約権のうち、当事業年度における新株予約権の行使について記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9.　1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たりの純資産　124円87銭

⑵　1株当たりの当期純利益　47円28銭

（注）当社は、2021年4月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定しそれぞれ算出しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2021年７月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年６月24日及び2021年７月９日開催の取締役会において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年８月31日に払込が完了いたしました。

①	募集方法	：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
②	発行する株式の種類及び数	：普通株式　114,600株
③	割当価格	：１株につき　874円
④	払込金額	：１株につき　722.50円
⑤	資本組入額	：１株につき　437円
⑥	割当価格の総額	：100,160千円
⑦	資本組入額の総額	：50,080千円
⑧	払込期日	：2021年８月31日
⑨	割当先	：ＳＭＢＣ日興証券株式会社
⑩	資金の使途	：上記の第三者割当増資の手取概算額99,809千円につきましては、公募による新株式発行による手取概算額124,100千円ともに、2021年６月24日に公表した「新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」に記載のとおり、事業拡大に伴う①人材確保及び教育訓練にかかる採用教育費及び②採用後の教育期間における人件費、並びに③残額を借入金の返済に充当予定であります。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年９月24日

株式会社デリバリーコンサルティング
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　島　川　行　正　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社デリバリーコンサルティングの2020年８月１日から2021年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年９月24日

株式会社デリバリーコンサルティング
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　島　川　行　正　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社デリバリーコンサルティングの2020年８月１日から2021年７月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年８月1日から2021年7月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月27日

株式会社デリバリーコンサルティング　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　菅　野　次　男 ㊞

監査役（社外監査役）　平　石　孝　行 ㊞

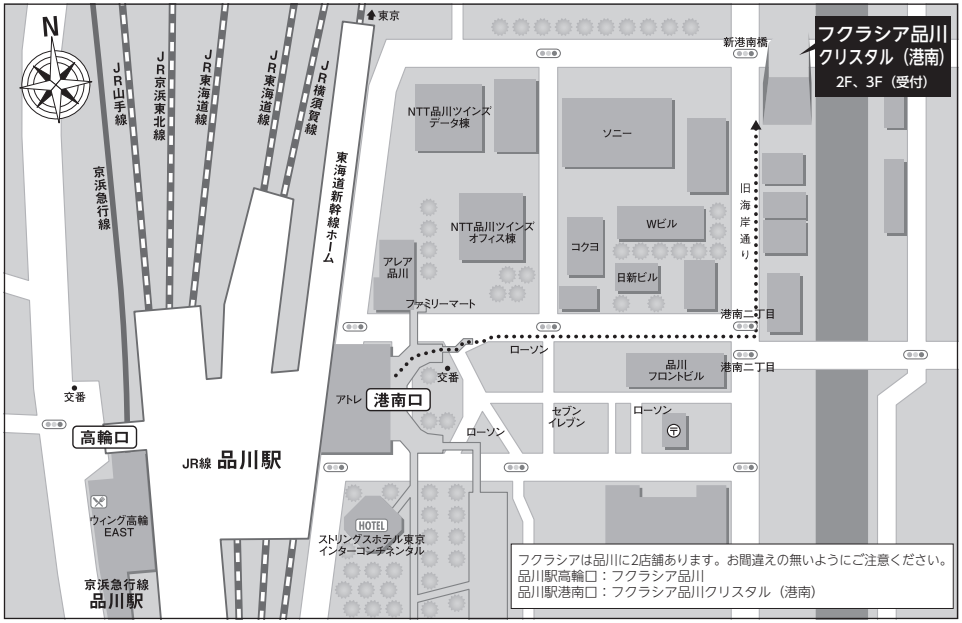
監査役（社外監査役）　恩　田　　学 ㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区港南一丁目6番41号
芝浦クリスタル品川　２Ｆ
フクラシア品川クリスタル（港南）　ホールＡ
TEL （０３）５５４２－１２３５



交通　ＪＲ線・京浜急行本線　品川駅 港南口　　徒歩８分
※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。